

「小樽市景観計画(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1	意見等の提出者数	2人
2	意見等の件数	12件
3	上記2のうち計画等の案を修正した件数	1件
4	意見等の概要及び市の考え方	

No.		意見等の概要	市の考え方等
1	「景観形成の基本目標」 第2章関係	景観計画の中に「市民と事業者及び行政が一体となりまちづくりを進める。」とありますが、そのためには一般市民にもっと景観(計画)について周知、啓発を図る必要があるのではないのでしょうか。	景観につきましては、これまでも市民を対象として、「歴史的建造物めぐり」や「八区八景めぐり」を実施し、市指定歴史的建造物や自然景観などについて認識を深めるとともに、「都市景観賞」を設け都市景観の形成に寄与している建築物等を表彰することにより、市民の方への周知に努めてまいりました。今後も関係団体とも連携して景観(計画)の周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。
2		景観計画区域を小樽市全域としていますが、全域とすると届出など事業者や関係者の負担が大きくなると思いますが、景観計画区域を市域全域まで広めた理由は何でしょうか。	平成4年に景観条例を制定してから、特別景観形成地区を除く市域全域を対象に「大規模建築物等の届出」を提出していただき、事業者、設計者の皆様のご理解のもと景観行政を進めてきました。これまでの景観行政を継承するため、今計画においても区域はこれまでと同じ市域全域を対象といたしました。
3	「景観計画の区域」 第3章関係	「特別景観形成地区」という名称は徐々に私たち事業者等にも根付いてきて、一定の周知と理解が浸透してきたと考えています。範囲も面積も変わらないのであれば、今の「特別景観形成地区」に戻した方が、混乱を招かなくて良いのではないのでしょうか。	「特別景観形成地区」につきましては、市といたしましても一定程度周知が図られてきたと考えております。名称の変更につきましては、特別という表現は抽象的であり、どういふ地域なのか語句から判断しにくい面があったため、市民や来訪者にもこの地域が小樽の歴史を創ってきた地域であることを名称からわかりやすいように考えたこと、また、景観法では「都市計画に景観地区を定めることができる」と規定されており、この「景観地区」と「特別景観形成地区」との区別が紛らわしいことから、「小樽歴史景観区域」へ名称を変更することといたします。
4		景観計画の区域を特定の地域に限定せず「市域全域」に指定したことは、全域の景観の創造・保全はもとより、環境維持の観点からも真に意義のあることと考えます。市民が、それぞれの地域のわが街の特性を理解し、協働力を活かして「街づくり」をしていく気運が醸成されることが期待できるものと考えます。	今後も景観計画に基づき市民、事業者、行政が協働して小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
5	「行為の制限に関する事項」 第5章関係	小樽歴史景観区域の届出対象行為の中で、さく、垣、擁壁等の規模が高さと長さで示されていますが、高さが低くても長さが長いことにより、景観に影響を及ぼすことも想定されることから、最小面積についても併記すべきではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、景観計画(素案)37ページにあります届出の対象行為における表中、工作物の規模の「高さ1.5メートルかつ長さ3メートルを超えるもの」を「高さ1.5メートルかつ長さ3メートルを超えるもの又は見付面積が10平方メートルを超えるもの」といたします。
6		行為の制限の中に「努める」「配慮する」という表現が頻りに記されていますが、このような曖昧な表現で、届出の是非を判断できるのでしょうか。また、その判断は誰がどのようにするのでしょうか。	景観法では、「行為の制限」を景観条例に盛り込むことにより、制限が強制力を持ち罰則規定が適用されることとなります。このことから、事業の規模や経済的な面などから、事業者の方などに過度な負担をかける事項は極力「努める」「配慮する」という表現に止めさせていただいております。判断につきましては、基本的には、事業者や代理人である設計者の方との話し合いの中で進めていきたいと考えておりますが、場合によっては、景観審議会にお諮りをするということも考えております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
7	色彩についてですが、基準をマンセル値で記されており、これでは一般市民は理解できないと思います。もっと分かりやすい表現にするかカラー表示にするなど工夫すべきではないでしょうか。	景観計画実施に伴い、パンフレットなどでお示しするなどわかりやすい表示を検討してまいります。
8	「小樽歴史景観区域」では、外壁にレンガ、タイル、石、木などの使用など、工事費のコストアップに繋がる事項が多くあります。その上、企業カラーにまで厳しい制限が加わるのは問題であり、再検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。	この区域の色彩の範囲については、現況調査や過去の届出を基に小樽の歴史的建造物に使用されている色彩を参考に決めたものです。企業カラーで基調色の範囲から外れた色彩については、原則アクセントカラーの範囲でしか使用できませんが、歴史的な街並みを保全し、継承していくためには、必要な基準であると考えております。
9	「小樽歴史景観区域」での色彩基準は非常に範囲が狭くなっています。地区を限定して厳しい制限を加えることについては理解できないことありませんが、住宅地も含めて一律色彩基準を同じく制限するのは問題があると思います。	また、制限の範囲については、本市の街並みは主要道路沿いだけではなく、一本外れた通り沿いの住宅地などにも歴史的な面影も残されていることなどから、面として規制していく必要があると考えております。
10	アクセントカラーの基準が設けられていますが、使用できる面積が建物の規模に関係なく定められていますが、一律同じ面積では、大きな建物を建築する事業者の理解が得られないのではないのでしょうか。	アクセントカラーとは、小面積で配色全体を引き締め、彩りを与える色であり、本来大きい面積で使用すべきでないものと考えております。本市の街並みの連続性を考えたとき、アクセントカラーは、効果的に街並みに合わせて配置されるべきであり、建物の規模により左右されるものではないと考えております。
11	小樽市の歴史景観区域には、広範に歴史的建造物が点在し、その建造物が際立つような街並み形成になっているのが実態です。歴史景観とは、個々の歴史的建造物だけでなく、周辺の街並みが時代、文化や歴史を彷彿させるような景観が形成されていかなければならないと考えます。然るに制限に関する事項は、届出対象行為及び行為の制限ともに、建築物と工作物についてであって、他は「連続性」と「その他」の項目で配慮するとしているのみであります。空地、空き家（廃屋）、更地駐車場、いわゆるシャッター（雨戸）通り等々で街並み景観を阻害するものについては、管理も何もしない不作為の所有者、管理者に是正措置を通告するなど促していくべきと考えます。私的財産権とのからみで難点はあるが、高齢者、居住人は減少化が加速しているとき、外観的に「さびれ行く街並み」にしないためにも対応策が是非とも必要と考えます。	空地や更地駐車場などで街並みの連続性がとだえたり、廃屋になった建物などは、良好な景観形成のためには好ましいことではありません。ご指摘のとおり、私権を制限することについては多くの問題がありますが、今後とも所有者と協議を重ね、良好な景観形成に努めてまいります。
12	屋外広告物の無秩序な表示・掲出は、街の美観、景観保持の阻害要因であることは論をまたないところでありますし、違法な掲出、貼付表示など看過してはならない屋外広告物も多く見られることや、歴史的建造物及びその周辺でも過度、無秩序とも見られる歴史的に反くような広告物が氾濫しているのが現状であります。第7章の2の誘導方針という努力規定では不十分であると考えられます。例えば、違法な掲示、表示されている屋外広告物を撤去、再掲の防止策を講じていくべきことであろうし、歴史景観区域、特に歴史的建造物及びその周辺にあつては、一定の制限事項を付すことが必要と考えます。もちろん営業広告については、両者の調和点に十分な配慮を要する事であり、先進の観光都市のなかには、道路案内標示標識にも街並みとの調和させる配慮がなされている程でもあります。検討願いたい。	屋外広告物の制限につきましては、これまで屋外広告物法に基づき、北海道が条例により規制してきました。景観法が制定され、北海道から屋外広告物に関して権限委譲を受けることにより、景観計画に屋外広告物に関する制限を定めることができることになりました。このことから、これまで同様、本市景観条例に基づき良好な景観形成に努めるとともに、権限委譲や屋外広告物の制限の制定に向け取り組んでまいりたいと考えております。